



三重県大麻取扱者指導要領の改正について

三重県医療保健部薬務課

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

(令和5年12月6日成立・13日公布)

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

第一段施行：令和6年12月12日

第二段施行：令和7年3月1日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

法改正前後の免許制度比較

法改正前(大麻取扱者)			法改正後(大麻草栽培者)	
名称	大麻栽培者		名称	第一種大麻草採取栽培者
定義	繊維・種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者		定義	大麻草から製造される製品の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者
免許権者	都道府県知事		免許権者	都道府県知事
有効期間	最長1年		有効期間	最長3年
THC濃度	規定なし		THC濃度	上限値以下の大麻草を栽培
			名称	第二種大麻草採取栽培者
			定義	医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者
			免許権者	厚生労働大臣
			有効期間	最長1年
			THC濃度	医薬品原料のため上限値を超える大麻草の栽培も可能
名称	大麻研究者		名称	大麻草研究栽培者
定義	大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者		定義	大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者(※)
免許権者	都道府県知事		免許権者	厚生労働大臣
有効期間	最長1年		有効期間	最長1年
THC濃度	規定なし		THC濃度	規定なし

※法改正後、研究目的で大麻を使用する場合（大麻成分の抽出、大麻の成分研究等）は麻薬研究者の免許が必要

第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について

- ◆ 新設された第一種大麻草採取栽培者免許の審査業務等の運用について、公平を期するとともに免許業務の円滑な運営を図るため、審査基準を定める上での参考事項などをまとめた通知（※）が発出された。

※「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」（令和7年1月10日付け医薬発01110第2号厚生労働省医薬局長通知）

当該通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

1. 栽培目的等の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること

- 産業利用の観点から栽培を認める(趣味・嗜好に基づくものは認めない)
- 栽培から製品の供給までの一連の過程が明確かつ実現可能となっていること

2. 栽培管理

栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること

- 事業計画等に照らして過不足ないこと
- 原則として栽培の面積が1アール(100 m²)以上であること

栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること

適正に保管できる施設を備えていること

管理体制が適切なものであること

- 日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること
- 栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にすること

大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること

- Δ9-THC濃度を書類等で確認
- **濃度判断が困難な場合は、促成栽培で濃度確認後に播種する条件を附す**

必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること

- **近隣の別品種栽培者や野生種に応じて交雑防止措置を確認**
(交雑防止措置として、距離を設ける場合は、5km必要)

3. 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること

- 一般農作物の盗難防止対策を超えるような著しく合理性を欠く義務を課さない
 - 栽培地のおかれている状況等を勘案し、個別具体的に判断するべき
- 【対策例】**
ネット・簡易な柵の設置、立入禁止等の看板の設置、防犯カメラ・ブザー・センサーライト等の設置、定期的な巡回

三重県大麻取扱者指導要領に基づく審査基準について

- ◆ 三重県大麻取扱者指導要領においては、免許申請の審査に当たり、必要に応じ栽培地等の調査を行い、申請内容が以下の基準に適合しているか否かを審査

	項目	基準
大麻栽培者の要件	欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> 申請者(法人又は団体にあつては、その業務を行う役員)は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
	技術的能力等	<ul style="list-style-type: none"> 申請者(法人又は団体にあつては、その業務を行う役員)及び大麻栽培に従事する者のうちいずれかの者が、<u>規制部位の処理にかかる技術的能力を有し</u>、かつ、<u>栽培地の近隣に居住し、栽培上の管理を行うことができること。</u>
	栽培目的	<ul style="list-style-type: none"> 栽培目的は、<u>伝統的な祭事であり、社会的、文化的な重要性が認められるものを継承するもの</u>であるものの他、<u>産業利用等、社会的な有用性が認められるもの</u>であること。なお、栽培目的が個人の趣味又は趣向等の個人的な事由に係るものでないこと。
大麻栽培者のとるべき措置	栽培地の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 大麻草の栽培地は、<u>道路から容易に見通せない等人目に付かない場所で、敷地境界線から十分離れた場所に設置すること。(※)</u>
	大麻草栽培のために使用する種子の種類	<ul style="list-style-type: none"> 大麻草栽培者が大麻草を栽培するために使用する種子は、<u>テトラヒドロカンナビノール(THC)含有量が少ない品種とすること。</u>
	盗難等の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 大麻草の栽培地の周囲には、大麻が容易に盗取される恐れがなく、かつ、人がみだりに立ち入ることができない構造である<u>高さ2m以上の堅固な柵を設置</u>する等の措置を講じること。(※)
		<ul style="list-style-type: none"> <u>監視カメラ等を設置</u>し、栽培地の監視を行うとともに、何らかの異常があった場合には、大麻栽培者等が直ちに対応できる体制を整えること。また、<u>栽培地を定期的に巡回監視</u>すること。(※)
<ul style="list-style-type: none"> 大麻草の種子(ただし、発芽不能処理をした種子を除く。)の保管に当たっては適切な盗難防止の措置を講じること。 知事が必要と認める場合を除き、<u>申請時に届け出た者以外の者を栽培地に立入らせない</u>こと。(研修、見学を含む。)(※) 知事が必要と認める場合を除き、<u>大麻栽培地に係る情報(栽培地、種子の保管場所及び盗難防止対策等)を第三者に開示しない</u>こと。(※) 		

※ 本県の栽培地で栽培された大麻草から採取し、本県の収去検査においてTHC含有量が低い品種であることが確認できた種子により、大麻栽培を行う場合は適用しない。ただし、この場合であっても、大麻の盗難等を防止するため、適切な措置を講じる必要あり。

三重県第一種大麻草採取栽培者指導要領について

- ◆ 国から示された審査基準及び法改正の内容を踏まえ、三重県大麻取扱者指導要領を改正し、第一種大麻草採取栽培者免許の審査基準を以下のとおり規定（併せて、「三重県第一種大麻草採取栽培者指導要領」に名称変更）

審査基準	
1.欠格事由（旧）	法第5条第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
2.栽培技術等（旧）	申請者及び大麻栽培に従事する者のうちいずれかの者が、栽培目的に応じた規制部位の処理にかかる技術的能力を有していること。
3.栽培目的等の妥当性（旧・通知）	栽培目的は、大麻草から製造される製品の原材料を採取するものであること。なお、大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、個人の趣味又は趣向等の個人的な事由に係るものでないこと。
	事業計画は、栽培に使用する種子等の入手及び大麻草の栽培から製造した製品の供給並びに大麻の廃棄までの一連の過程が明確かつ実現可能となっていること。 なお、事業計画に、法第12条の4の規定に係る許可を要する大麻草の加工を含む場合は、管轄の地方厚生(支)局麻薬取締部に事前相談していること。
4.栽培管理（旧・通知）	栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。 なお、栽培地の面積は、産業利用の観点から原則1アール(100㎡)以上であること。
	栽培を行う場所や保管施設等と事務作業スペースが分離されていること。 大麻を業務上取り扱う事務所については、大麻等を適正に保管できる施設を備えていること。
	栽培に関わる者の役割分担が明確であり、日常的に栽培管理状況が確認できる体制である等、盗難防止策を含めた管理体制が適切なものであること。
	大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、 $\Delta 9$ -THCの含有量が基準を超えない大麻草の種子等を用いること。 なお、 $\Delta 9$ -THCの含有量が明確でない種子を使用する場合は、検査機関に人工光下で促成栽培させたものを検査させ、濃度基準値以下であることを確認した後に播種すること。
	近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する(し得る)場合及び野生種が発生している場合には、原則として5キロメートル以上の距離を設ける等、交雑を防止するための措置をとっていること。
5.盗難防止対策（旧・通知）	大麻草が麻薬であることに鑑み、栽培を行う土地及び施設等のおかれている状況等を勘察し、適切な盗難防止対策を講ずること。 <盗難防止対策の例> ネット、簡易な柵の設置、「立入禁止」等の看板の設置、防犯カメラ、センサーライト、防犯ブザー等の設置、定期的な巡回

(旧)：旧要領（三重県大麻取扱者指導要領）に同様の規定あり

(旧・通知)：国通知（「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」）の内容を踏まえ、旧指導要領の基準を改正

【参考】新旧対照

三重県大麻取扱者指導要領(旧要領)

主な変更点

第1 目的	
第2 定義	
第3 大麻栽培者の免許申請	
1 大麻栽培者の要件	1を、第3審査基準へ
2 申請に必要な書類	2を、第4免許申請へ
第4 大麻研究者の免許申請	削除
第5 大麻栽培者のおとるべき措置等	
1 栽培地の設置場所	1~3を、第3審査基準へ
2 大麻栽培のために使用する種子の種類	
3 盗難等の防止対策	
4 栽培に関する記録等	
5 大麻の処分	4~11を、第5第一種大麻草採取栽培者のおとるべき措置等へ
6 大麻の栽培地外への持出しの制限	(法律の規定に合わせて、追加及び整理)
7 大麻草の種子の譲渡	
8 栽培計画の変更等の報告	
9 年間報告	
10 事故発生時の措置	
11 法人の役員等の変更の届出	
12 大麻栽培者のおとるべき措置の適用除外	12を削除
第6 大麻研究者のおとるべき措置	削除
第7 その他の届出等	
第8 書類の提出等	
第9 大麻栽培者免許の条件	通知を踏まえ整理
第10 大麻栽培者の免許取消処分の対象となる行為	条文のみに整理
第11 申請等の審査	第3審査基準へ
第12 外部有識者等への意見聴取	
第13 三重県薬事審議会への諮問	外部有識者等と統合

三重県第一種大麻草採取栽培者指導要領(新要領)

第1 目的
第2 定義
第3 審査基準
1 欠格事由
2 栽培技術等
3 栽培目的等の妥当性
4 栽培管理
5 盗難防止対策
第4 免許申請
1 申請書類
2 申請書類の省略
第5 第一種大麻草採取栽培者のおとるべき措置等
1 栽培者名簿の登録事項の変更の報告
2 年間報告
3 大麻の譲渡し・譲受け
4 免許失効に伴う譲渡し
5 大麻等の保管
6 大麻草の加工
7 大麻草の種子の取扱い
8 栽培等に関する記録
9 大麻の栽培地外への持出しの制限
10 大麻の廃棄
11 事故発生時の措置
12 その他
第6 その他の届出等
第7 書類の提出等
第8 第一種大麻草採取栽培者免許の条件
第9 第一種大麻草採取栽培者の免許取り消し処分等の対象となる行為
第10 外部有識者等への意見聴取